



# 1 「とよなかの景観まちづくり」を推進していくために

## 1. 豊中市都市景観形成マスタープラン〔推進編〕とは

本計画は、「豊中市都市景観条例」に位置づけられた「基本計画」の推進編として、「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕」に示された基本的な方向性に基づき、具体的な推進方策や推進プログラムを示すものです。

パート1では、「とよなかの景観まちづくり」を推進していくにあたり、特に市民や事業者のみなさんに読んでいただきたい内容をピックアップして記載しています。また、パート2では、主として市が取り組むプログラムについて記載しています。なお、協働で取り組む「重点的な取り組み」については市の取り組みを明確に示すため、ステップごとの取り組みを詳しく位置づけています。

本計画は、目標年次を策定から概ね10年後とします。また、約3年ごとに取り組み状況を検証しながら、必要に応じて課題や状況に応じた柔軟な取り組みができるよう、適宜見直しをしていくものとします。

## 2. 推進の課題と基本的な考え方

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕」では、景観形成の基本目標として「心地よく活気のある都市空間の創出」「心に響く文化空間の創造」「都市の顔づくり・地域の顔づくり」の3つを掲げるとともに、基本的な方針として「まもる」「つくる」「そだてる」「いかす」の4つを定めています。

基本目標・方針のもと、これまでの10年を振り返ると、大規模建築物等の建設においては、地域景観に調和する建物づくりが行われる等、一定の成果が見られる一方、景観形成上重要な地区の取り組みや各分野を横断する総合的な取り組み等については十分な成果が上がっていないほか、進行管理や評価システムに関する取り組みは着手できませんでした。

そのため、これからの豊中市の景観まちづくりの質をさらに向上させるためには、市民や事業者の主体的な取り組みのもと、重点的に景観形成を進めていく地区を定めていくことができるように、関連する各分野の施策を連携させ総合的に推進していくことが求められ、あわせて具体的なプログラムや達成目標を明らかにしていくことが必要と考えています。

そこで、このような課題に対応すべく、計画編で定めた基本的な考え方をもとに、「2. 推進施策の方向」を設定することとしました。

計画編で定めた 基本的な考え方	「自主的・自発的に取り組む都市景観の形成」 「相互協力のもと取り組む都市景観の形成」 「総合的な都市景観の形成」
--------------------	--

# 都市景観形成の課題と推進の方向

都市景観形成の  
基本目標

都市景観形成の  
基本方針

前期 10 年の主な取り組み  
(○：成果がみられる ×：成果が不十分)

評価

心地よく活気ある都市空間の創出	まもる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民が主体となった住環境保全のルールづくり（緑丘地区・新千里南町1丁目地区の地区計画 等）</li> <li>○自然環境の保全（島熊山の緑地、青池の水辺空間、天竺川・高川の松並木、保護樹林 等）</li> <li>○歴史資源の保全（指定文化財 等）</li> <li>×樹林地の保全</li> <li>×能勢街道沿いの歴史的まちなみの保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低層住宅地では周辺の土地利用の変化を契機に住民発意の取り組みが進み、地区計画を用いたみどり豊かで落ち着いた景観の保全が進んでいるが、旧集落や中低層住宅等が主体の住宅地ではルールづくりのための課題も多く気運の高まりがみられない。</li> <li>・公共の所有する自然景観は、適切な維持・管理により保全されているが、民間の所有する樹林地や農地などは、土地利用が進み減少している。</li> <li>・登録文化財制度の創設などにより点在的に歴史資源の保全が進むが、歴史的なまちなみは、建て替えにより連続性が失われている。</li> </ul>
	つくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市景観条例や景観法に基づく良好な景観形成（条例：景観配慮指針、法：景観形成基準）</li> <li>○建て替え事業に合わせた良好な住環境形成のルールづくり（新千里西町地区、東豊中第1団地地区の地区計画 等）</li> <li>○都市の核にふさわしい景観づくり（蛸池駅、豊中駅、少路駅周辺地区）</li> <li>○環境にやさしいみどりの空間づくり（空港周辺緑地、羽鷹池 等）</li> <li>○災害にもつよい快適なまちづくり（野田地区、穂積菰江線 等）</li> <li>×地域の特性をいかした景観形成のルールづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の建築物等の建設時等には、最低限の基準に加え協議を経た景観形成を行い、緑化やオープンスペースの確保など、個々の建築物の景観配慮において効果をあげている。</li> <li>・大規模開発により整備される住宅地では、敷地や建築物、緑化などのルールを地区計画に定め、周辺と調和した景観が形成されている。</li> <li>・再開発事業等により都市の核にふさわしい活気やにぎわいの景観が形成されたが、依然として周辺となじまないデザインの建築物や屋外広告物がみられる。</li> <li>・先導的な景観形成を担う公共事業により、市街地の貴重なみどり資源の創出や、密集市街地の景観の改善などが進んだ。</li> </ul>
	そだてる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○良好な住環境を育てるためのルールづくり（旭丘テラスハウス地区、まちなやま自治会 等）</li> <li>○うるおいのある身近な景観の育成（花いっぱい活動、アダプト活動、まちを美しくする運動 等）</li> <li>○景観まちづくりにつながる人材の育成（都市デザイン賞、景観セミナー 等）</li> <li>×景観まちづくりの実践者に対する啓発や支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築協定や緑地協定は、地区住民が主体となって運用が進められるため、住民全体の景観に対する意識の向上が図られるだけでなく、景観まちづくりの基盤となるコミュニティの充実につながっている。</li> <li>・市民・事業者などによるアダプトやまち美化条例に基づく取り組みのほか、緑化リーダーの取り組みなど、まちなみを育てる活動が市全域に広がり、高い効果をもたらしている。</li> <li>・都市デザイン賞の応募や景観セミナーへの参加者は横ばい状況にある。</li> </ul>
	いかす	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域のつながりをいかした魅力づくり（駅前協議会 等）</li> <li>○地域資源をいかした景観づくり（スカイランドHARADA、蛸の里 等）</li> <li>○自然環境をいかす景観づくり（市民農園、花畑開放事業 等）</li> <li>○歴史資源の活用（今西邸、原田城址 等）</li> <li>×楽しみながら継続的な取り組みにつながる地域資源等の情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域各地でイベントや伝統行事などが行われ、人々の生活に息づく景観や活気付いている景観が形成されている。</li> <li>・歴史的資源をいかして多くの任意団体などが活動しており、景観まちづくりを推進していく主体として大きな力を発揮している。</li> </ul>

- 地域特性に応じた手法やルールづくりが必要。
- 所有者の自発的な景観保全や、保全につながる意識啓発、しくみづくりが必要。
- とりわけ、市民等が主体となって景観形成に取り組む、その意識をどう醸成するかが課題。

- 一定規模以下の建築物等でも自発的に景観に配慮してもらう取り組みが必要である。(ひとりから、一事業者からの取り組み)
- 今後計画される大規模開発についてもルールを取り入れるなど良好な景観形成に向けた取り組みを継続していく必要がある。
- より魅力ある景観としていくため、建築物や屋外広告物の誘導が求められる。
- 公共事業が縮小傾向にあるなか効果的な景観形成のしくみが求められる。

- 地域でめざす景観に応じた手法の提案が必要。
- 市民・事業者などの主体的な取り組みに対して、活動の拡大につながる支援が必要。とりわけ、身近なところから関わる活動も景観形成につながることの周知や連携、支援が課題。
- 市民・事業者がイベントに積極的に参加でき、参加後は地域で活動を担ってもらえるようしくみづくりが必要。
- 事業者向けの育成事業が必要。

- 活動を担う運営者の高齢化など次世代につなぐ人材の育成が求められている。
- 地域資源をいかした景観まちづくりの活性化に向けた支援や情報発信が必要。
- とりわけ、景観形成が住環境保全だけでなく商店街の活性化、事業の拡大等“いかす”取り組みにつながることを理解を促すことが課題。

景観行政の総合的な進捗管理が課題(分担による連携不十分、景観評価システムなどの進捗管理手法が未整備、庁内の連携などが進んでいない)



自主的・自発的に取り組む  
都市景観の形成



相互協力のもと取り組む  
都市景観の形成



総合的な都市景観の形成  
・状況に応じた都市景観形成  
・関連施策の活用による都市景観形成  
・地域の特性に応じた都市景観形成

## 2 推進施策の方向

都市景観形成の推進上の課題を受け、これからの10年間に取り組む施策の方向性と、特に注力する重点的な取り組みを設定します。また、全市域対象に景観の質的向上につながる施策についても継続して普遍的施策として推進していきます。

### (1) 施策の方向と重点施策

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕」において、市民・事業者が自主的・自発的に取り組むこと、相互協力のもとに取り組むこと、地域の状況や特性に応じつつ総合的に取り組むことをこれからの景観まちづくりの基本的な考え方として設定しました。

この考えのもと、自主的・自発的な取り組みに関しては、まず、市民・事業者の景観に対する興味や意識を高めてもらうことが必要となります。このため、景観に関する情報発信と、景観資源の共有化を図る施策を重点施策の一つとして設定します。

また、相互協力のもと取り組みを推進していくには、景観まちづくりを理解し協力しながら取り組む「人」の存在が重要です。このため、景観まちづくりに取り組む人材の育成のための施策を展開します。

そして、総合的な都市景観形成の推進に関しては、市民・事業者が主体となって地区に適した景観に関するルールを備えることが必要であることから、ルール化に向けた地区ごとの景観まちづくりを推進していきます。

景観形成に向けた基本的な考え方	推進の方向	重点施策
○自主的・自発的に取り組む都市景観の形成	⇒ 市民・事業者等の意識を景観に向ける	⇒ 景観まちづくりの共有
○相互協力のもと取り組む都市景観の形成	⇒ 景観形成に取り組む人材を育成する	⇒ “景観スタイリスト”の支援
○総合的な都市景観の形成 ・状況に応じた都市景観形成 ・関連施策の活用による都市景観形成 ・地域の特性に応じた都市景観形成	⇒ 地域の景観まちづくりを推進する	⇒ 重点的な地区の景観形成の推進

市民・事業者・NPO等と行政が一体となって、それぞれの役割を果たしながら上記の3つの重点施策を進めていきますが、パート2では、特に市が主体的に取り組む施策について記載することとします。

### (2) 継続して取り組む普遍的施策

普遍的施策は、景観まちづくりを推進していくために市が主体となって継続的に取り組んでいく基本的な施策です。

市全域を対象に、良好な公共空間整備や建築物のデザイン誘導といった一つ一つの取り組みを通して、景観の質的向上を図ります。

また、景観まちづくりに総合的に取り組んでいくために、役割分担や推進体制についても明確にしていきます。

普遍的施策
PR・啓発
事業・計画
推進体制



## 3 推進施策

### 1. 重点的取り組み

#### (1) 景観まちづくりの共有

市民・事業者等に景観やまちへの興味を持ってもらい、景観まちづくりへの意欲を高めてもらうことができるよう、本市の良好な景観資源を「景観スポット」として広く発信するとともに、みんなの景観資源として共有していくことができるよう、以下のステップで取り組みを進めていきます。

#### 【推進に向けたステップ】

##### STEP1 好感の持てる景観資源の収集

市民・事業者等が、景観に意識をむける機会を設けるとともに、豊中らしさのある好感の持てる景観を発掘する取り組みを進めます。

#### 『景観スポットとは』

好感の持てる景観資源を募ることで、地域の景観への関心を誘い、景観を見る目を養うとともに、これらを広くPRすることで、景観資源の保全や景観に親しむ機会の提供などにつなげていくものです。

#### ○好感の持てる景観スポットの選出

市民・事業者等が地域の景観を再発見する機会として、好感の持てる景観資源（景観スポット候補）の推薦を募るとともに、市民選考会等を経て「景観スポット」の選出を行います。

（関連施策）

#### ○都市デザイン賞の実施

定期的に行う都市デザイン賞への推薦を募ることにより、市民・事業者が地域に目を向け、景観を再発見する機会を設けます。

##### STEP2 好感の持てる景観資源の発信

収集した好感の持てる景観をみなさんに知ってもらうための取り組みを進めます。

#### ○好感の持てる景観スポットのPR

広報紙等での特集や連載紹介、ホームページや印刷物等をつかって、景観スポットを広く市民のみなさんに紹介していきます。

##### STEP3 景観資源の共有

選考した景観スポットを、みんなで共有する景観スポットへと高め、まもり、つくり、そだて、いかす取り組みへとつないでいきます。

#### ○景観スポットを用いた啓発事業の実施

景観スポットをめぐるまち歩き（タウンウォッチング）を行い、まちなみの再発見の機会を設けるとともに、共感の輪を広げていきます。

景観スポットを題材にスケッチイベントを開催する等、景観スポットを活用した取り組みにつないでいきます。

(関連施策)

○景観重要建造物等のしくみの活用

市民が大切にまもりたいと思う景観スポットを、景観重要建造物や樹木、景観形成建築物等のしくみを用いて保全が図れるよう、所有者等に働きかけを行います。

### 景観まちづくりの共有に向けた連携体制

○広報担当部署、都市ブランドづくりに関する部署と景観担当部署との連携

景観資源を広く知らせるため、広報担当部署との連携を図るとともに、景観資源を都市ブランドづくりに活用するため、担当部署と情報を交換・共有するとともに、連携した取り組みを行います。

○地域活動支援・コミュニティ所管部署との連携

地域活動支援・コミュニティ所管部署と情報を交換・共有するとともに、連携した取り組みを行います。

○市民団体等との連携

市民の景観に対する意識を高めるため、景観に関わる市民団体等の取り組みと連携して、景観まちづくりのPRを行います。



都市デザイン賞受賞物件  
カトリック豊中教会（本町）



登録有形文化財  
府立桜塚高等学校旧塀（中桜塚）



保護樹木・樹林  
奥野邸前のクスノキ（中桜塚）

### 景観スポット の例



文化財以外の歴史的な資源  
道標（上野東）



地域の人が楽しむ身近なスポット  
野田小学校のバラの花壇（野田町）



文化財以外の歴史的な資源  
寄せ地蔵（原田元町）

## (2) “景観スタイリスト”の支援

好感を楽しみ、共感へと広げる取り組みを実践していく人を“景観スタイリスト”と呼ぶこととします。ここでは、景観スタイリストの育成・支援に向け、以下のステップで推進していきます。

### 『景観スタイリストとは』

・身近な景観を楽しむ人・好感に気づく人  
・景観センスを磨く人　・好感を増やす人  
・好感をまもる人　　・景観スタイリストを増やす人  
・景観まちづくりに取り組む人　等  
身近な景観を楽しんだり、なかまで景観まちづくりに取り組んだり、それぞれの取り組み意欲や興味等にに応じて活躍してもらえるような方のことです。

【推進に向けたステップ】

### STEP1 好感を楽しむ“景観スタイリスト”の育成

“景観スタイリスト”の育成に向け、大人からこどもまで、各世代を対象とした啓発資料の作成に取り組み、活用を促します。

#### ○景観まちづくりの啓発資料の作成

景観まちづくりに関する講座のプログラム作成や、「景観スポット」を巡るまちあるきのコースを作成する等、景観に関心を持ってもらえるプログラムや資料を作成し、活用を促します。

#### ○こども向けプログラムの検討

教育委員会等との連携のもと、こどもたちが景観まちづくりについて学ぶためのプログラムを検討し、総合学習や夏休みの自由研究での活用を図ります。

#### ○「まちなみづくりの手引き」の普及

市民・事業者等が建築行為や開発行為に携わるとき、“景観スタイリスト”にふさわしい設計等ができるよう、景観デザインの考え方や工夫の仕方等を具体的な事例写真等を用いて解説する「まちなみづくりの手引き」の普及に取り組みます。

### STEP2 共感の輪を広げる“景観スタイリスト”の育成

啓発のための様々な資料を活用し、共感の輪を広げる“景観スタイリスト”の育成の取り組みを進めます。

#### ○景観セミナー等の開催

定期的を開催する景観セミナー等において、ステップ1で作成した啓発資料を活用するとともに、地域への伝達方法をテーマにする学習機会を設ける等、好感を増やし、共感の輪を広げる“景観スタイリスト”の育成を進めます。

#### ○景観まちづくりに関する学習機会の提供

ステップ1で検討したプログラムを活用し、こどもたちが楽しみながら景観を知り、学ぶことのできるイベント等を実施します。

(関連施策)

#### ○大阪府等の施策の活用

こども向けの啓発事業の実施にあたっては、大阪府や大阪府住まい・まちづくり教育普及協議会の取り組みとも連携しながら、出前講座等の実施に取り組みます。



### STEP3 “景観スタイリスト”の活動支援

育成した“景観スタイリスト”が活動できるよう、支援を行います。

#### ○中高生からなる“景観スタイリスト”の取り組み支援

こども向けプログラムで得た経験を通じ、そだった中学～高校生等が地域の小学生向けの景観まちづくりに関するイベント等で活躍できるよう、支援します。

#### ○地元組織での活躍支援

景観スタイリストが地域の景観まちづくりの取り組みで活躍できるよう、必要な情報等（例：花いっぱい運動や美化活動等の参考となる取り組み方法）の提供を行う等、活動を支援します。

（関連施策）

#### ○都市デザイン賞の実施

景観まちづくりに取り組む人の取り組みの意欲を高めるため、景観まちづくりに関する優れた取り組みを表彰するとともに広くPRします。

### “景観スタイリスト”の育成に向けた連携体制

#### ○地域活動支援・コミュニティ所管部署との連携

地域活動支援・コミュニティ所管部署と情報を交換・共有するとともに、連携した取り組みを行います。

#### ○教育関係部署・子育て支援担当部署との連携

こどもから大人まで、各世代に対応した学習・啓発プログラムの検討や実施に向け、学校教育や社会教育等の所管部署、子育て支援担当部署との連携により取り組みを行います。

#### ○市民活動・地域活動団体、専門家団体との連携

学習・啓発プログラムの検討や実施において、関連する市民活動団体や地域活動団体、建築等の専門家団体との連携により取り組みを行います。

### (3) 重点的な地区の景観形成の推進

地域の特性をいかした景観まちづくりには、地域の市民・事業者とともにまちの状況や課題に合わせたきめ細やかな景観形成の方針や基準を検討し、市民・事業者・行政の協働の取り組みにより、ルールとして担保していくことが重要となります。そのためには、景観まちづくりの取り組みを行う地区を重点的な地区として、より一層の支援等を行うことが必要です。

ここでは、市民や事業者等が発意する取り組みを支援するタイプと、面的開発事業等に対して市が先導的に取り組んでいくタイプの2つのアプローチから、以下のステップで取り組みを進めていきます。

#### 【推進に向けたステップ】

(市民や事業者等が発意する取り組みのタイプ)

#### 『重点的な地区とは』

地区の特性に応じた景観の保全や創出、調和を図るため、住民や事業者などが主体的に地域の景観まちづくりに取り組み、様々な手法を活用しながら、住民合意のもと、まもるべきまちのルールを定めた地区を重点的な地区とするものです。

#### STEP1 意識の育成

自分の住む地域の景観を見直し、地域の景観やまちのあり方を考えるきっかけをつくるとともに景観まちづくりに関わる先進的な取り組みについての情報を提供します。

#### ○景観まちづくりに関する学習機会の提供

自治会等の地域の景観まちづくりに取り組もうとする団体等に対して出前講座の実施等により、学習会の支援や先駆的な取り組みに関する情報の提供等を行います。

また、すでにまちづくりのルールを取り決めている団体に対しても、ステップアップに向けた情報の提供等の支援を行います。

#### STEP2 地区の景観まちづくりの支援

景観まちづくりに関わる取り組みに対して、ルール化に向けた技術的なアドバイス等の支援を行い、具体的な取り組みへとつなぎます。

#### ○取り組みの立ち上げ期における活動支援

地域での景観まちづくりに関わる市民主体の取り組みの立ち上げ期に対して活動が軌道に乗るよう専門家を派遣するとともに、活動費を助成します。

#### ○取り組みの具体化に向けた活動支援

地区の景観まちづくりのルール化等、具体的な活動に対して、専門家を派遣するとともに活動費を助成します。

#### STEP3 景観形成に関するルールの担保

地域で共有された計画や合意されたルールを様々な制度を活用して担保します。

#### ○景観形成に関するルールの担保

地域で合意された景観形成に関するルールについては、都市景観形成推進地区（景観計画）や景観形成協定、地区計画等、地域のニーズに応じたしくみを用いて担保していきます。

【推進に向けたステップ】（市が先導する取り組みのタイプ）

### **STEP1** 市からの働きかけ

市街地再開発事業や土地区画整理事業、大規模住宅団地の建て替え事業といった規模の大きなまちなみの変化を伴う事業地区等においては、市から地権者等へ働きかけを行います。

#### **○協議の場づくり**

地権者等と市関係部署、公共施設の管理者等、関係者に参加を呼びかけ、景観に関する協議の場づくりに努めます。

### **STEP2** 計画の検討と協議・調整

市において、地区周辺のまちづくりの方向性や周辺の状況に応じた景観まちづくりの目標や方針、景観形成のルール等を検討し、地権者等と協議・調整を行います。

#### **○景観形成のルール等の検討**

将来的なまちなみの変化を想定し、良好なまちなみ形成を誘導していくため、各種計画やまちづくりの方向性等を考慮の上、景観形成のルール等を検討します。

市関係部署や公共施設の管理者等とも十分に調整を図り、連携を取りながら進めるとともに、必要に応じて都市デザインアドバイザーとの協議を行います。

#### **○地権者等との協議・調整**

市の原案をもとに地権者等との協議・調整を行い、計画案として取りまとめます。

### **STEP3** 景観形成に関するルールの担保

景観形成に関するルールを法・条例に基づくしくみを用いて担保し、良好なまちづくりを促進します。

#### **○重点的な地区の指定**

地権者等との間で共有された景観まちづくりの方向性に基づき、景観形成に関する方針やルールに関して合意が得られた場合、重点的な地区として位置づけます。

#### **○景観形成に関するルールの担保**

都市景観形成推進地区（景観計画）や景観形成協定、地区計画等、地区の特性やニーズに応じた各種法制度に基づくしくみを選択し、ルールを担保します。

#### **○公共施設の整備**

地域の状況や景観まちづくりの方向に応じて、公共施設の整備や景観重要公共施設の指定を検討します。

## 重点的な地区の景観形成の推進に向けた連携体制

○地域活動支援・コミュニティ所管部署と景観担当部署との連携

地域活動支援・コミュニティ所管部署と情報を交換・共有するとともに、市からの働きかけや地区における取り組みの支援等において連携した取り組みを行います。

○市街地整備・基盤整備所管部署、産業振興所管部署と景観担当部署との連携

市街地整備所管部署、産業振興所管部署と情報を交換・共有するとともに、市からの働きかけや地区における取り組みの支援等において連携した取り組みを行います。

○住宅企画担当部署と景観担当部署との連携

住宅企画担当部署と情報を交換・共有するとともに、市からの働きかけや地区における取り組みの支援等において連携した取り組みを行います。

○市民活動団体・地域活動団体との連携

地区ごとの景観まちづくりの推進に向け、関連する市民活動団体や地域活動団体等との連携により取り組みを行います。



## 2. 普遍的取り組み

景観形成に関わる普遍的な取り組みとして、以下の施策を進めていきます。

### (1) PR・啓発

#### ○景観形成に関する情報提供や各種計画のPR

広報紙やホームページ等を用いて、景観に関する情報提供や各種計画のPRを行います。

(主な施策・事業)

- ・都市景観形成マスタープラン計画編・推進編の普及（本編冊子・概要版・ホームページ等）
- ・広報とよなかでの特集記事、定期的情報提供
- ・ホームページでの普遍的情報提供（ワークショップかわら版の継続発行等） 等

#### ○啓発事業の実施

市民・事業者の景観に関する意識向上、景観に関する情報提供等を目的に啓発事業を実施します。

(主な施策・事業)

- ・出前講座の実施
- ・景観セミナーの実施
- ・都市デザイン賞の実施
- ・都市景観デザイン相談の開催 等

### (2) 事業・計画

#### ○市街地の景観の質の向上をめざした建築物等の規制誘導

景観に与える影響の大きな一定規模以上の建築物等や開発行為、屋外広告物については、啓発はもとより、法・条例に基づく規制誘導を行うほか、必要に応じて都市デザインアドバイザーによる助言を行います。

(主な施策・事業)

- ・景観配慮指針に基づく助言・指導
- ・景観計画による大規模建築物等の規制誘導
- ・豊中市屋外広告物条例による屋外広告物の規制誘導
- ・都市デザインアドバイザーによる助言
- ・環境配慮指針に基づく助言・指導 等

#### ○景観資源の保全

地域の景観を構成する重要な要素となっている景観資源については、所有者等の意向を確認しながら景観重要建造物・景観重要樹木、都市景観形成建築物等の指定や文化財関連制度、都市緑地法の制度等を活用して保全に努めます。

(主な施策・事業)

- ・景観法に基づく制度の活用（景観重要建造物、景観重要樹木）
- ・都市景観条例に基づく制度の活用（都市景観形成建築物等）
- ・文化財関連制度の活用（指定文化財、登録文化財）
- ・環境の保全等の推進に関する条例に基づく制度の活用（保護樹木・保護樹林）
- ・都市計画緑地の指定 等



○良好な景観を創出する公共施設の整備と維持・管理

公園や公共建築物等の公共施設の整備にあたっては、地域の特性に応じた豊中らしい良好な景観の創出に資するものとして整備し、また維持・管理します。

(主な施策・事業)

- ・地域の景観形成を先導する(仮称)文化芸術センターの整備
- ・ワークショップを用いた小中学校校舎の建て替え検討

○一定エリアにおける良好な景観を形成する事業

福祉のまちづくりに関連する事業や住環境整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備に関わる事業の推進にあたっては、地域の特性に応じた豊中らしい良好な景観の創出に資するよう努めます。

また、良好な景観の形成を担保するため、都市景観形成推進地区(景観計画)や美化推進重点地区の指定等、一定のエリアを対象とした景観まちづくりを進めます。

(主な施策・事業)

- ・庄内・豊南町地区の密集市街地整備事業
- ・都市景観形成推進地区(景観計画)
- ・美化推進重点地区
- ・屋外広告物禁止地域の指定 等

○市民との協働による景観の改善や維持・向上

清掃や美化等に地域の市民と協働で取り組めるよう各種制度の活用を進めます。

(主な施策・事業)

- ・市のアダプト制度や府のアドプト・ロード(リバー)・プログラムの活用
- ・花いっぱい運動の支援
- ・生垣助成による接道緑化の支援
- ・地域のみどり愛護活動の展開
- ・公園・緑道における自主管理協定制度の活用
- ・美化推進重点地区協力員制度(まち美化名人)の活用
- ・まち美化活動協定制度の活用
- ・簡易広告物追放推進団体制度(とよなか美はり番)の活用
- ・とよなか・ほっとライト事業の活用

### (3) 推進体制

#### ○景観担当部署としての取り組み

重点施策の実施にあたっては、市からの働きかけ先についての人材の情報を収集しつつ、景観担当部署の職員が積極的にそうした人材とのコミュニケーションを図るとともに、関連部署との連携のもと、効果的な景観施策の展開・実施に努めます。

#### ○総合的な推進に向けた関連部署との連携

総合的な都市景観形成の推進に向けて、都市計画・まちづくり・市街地整備・都市基盤整備・営繕・環境・地域活動支援・コミュニティ・産業振興・都市ブランド・広報等、関連する部署との情報交換や連携による取り組みを進めます。

#### ○国・府・近隣自治体との連携

国や府が行う公共施設の整備に対しては、本市で定める景観形成基準への適合を働きかけるほか、景観協議会の設立や景観重要公共施設の指定等を検討します。

近隣自治体との情報交流に努め、景観まちづくりに関わる施策の向上に役立てるほか、市域境界付近における公共施設等の整備にあたって景観上の調整を図ります。

#### ○専門家団体との連携

専門家団体や NPO 等を景観整備機構に指定し、協働で景観に関する啓発事業や景観資源の維持・管理等に取り組みます。

啓発事業等においては、大阪府建築士事務所協会や大阪府建築士会等の専門家団体との連携を進めます。

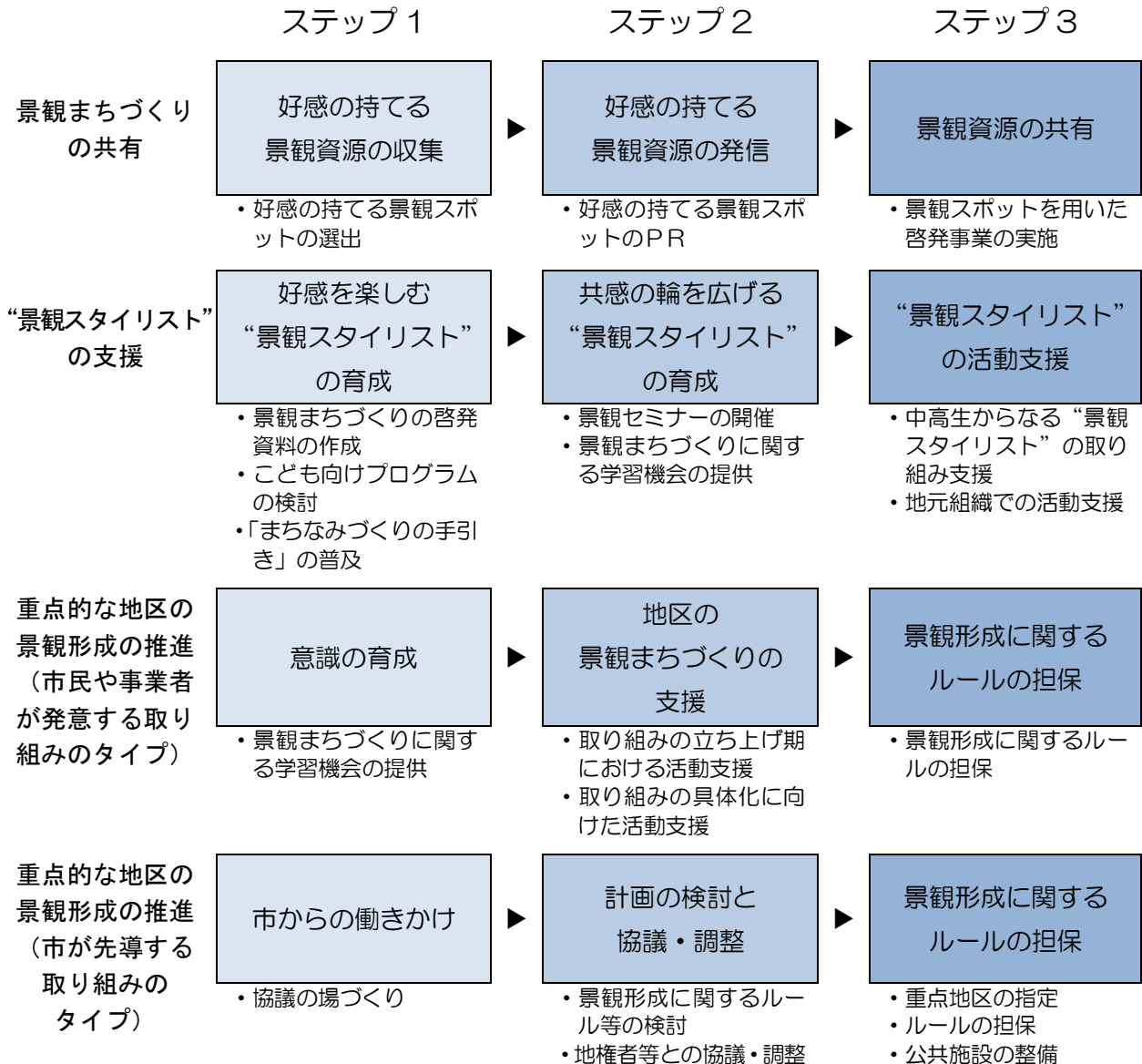
#### ○市民活動団体との連携

とよなか市民環境会議アジェンダ 21、豊中緑化リーダー会をはじめ、景観まちづくりに関わる市民活動団体との連携や協働の取り組みを図ります。

## 4 取り組みのプログラムと達成目標

### 1. プログラム

重点的な取り組みについては、以下のプログラムに基づき、段階的にかつ柔軟に施策を展開していくものとします。なお、普遍的な取り組みについては、重点的な取り組みとの関連性にも配慮しながら、常に景観形成の推進を意識して取り組みを進めます。

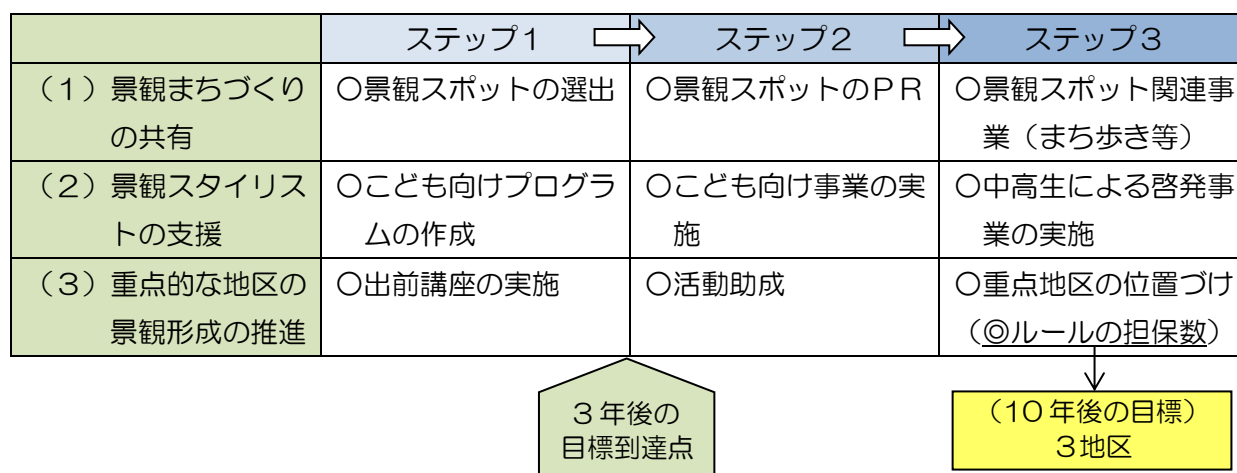


## 2. 達成目標とPDCA

推進編に記載した具体的な取り組みを着実に進めていくため、各種施策の進捗状況を評価しつつ、達成目標の達成度合いを評価し、必要に応じて施策及び計画の見直しを行うこととします。

### (1) 重点的取り組みの達成目標

重点的取り組みの達成目標として、それぞれのステップごとに評価指標とする施策を抽出し、次期見直しまでの到達点を設定します。



### (2) 進捗状況及び実施効果を把握する指標

各種施策の進捗状況を把握するためのアウトプット指標を設定します。また、アウトプット指標による施策評価とあわせて、景観まちづくりの効果を把握するため、アウトカム指標を設定し、評価における参考とします。

#### 〈アウトプット指標〉

重点的取り組みの進捗状況を端的に把握する指標として、「ルールの特典数」を設定し、10年後の目標として3地区の指定をめざします。

#### 〈アウトカム指標〉

市民意識調査により定期的に同じ質問に対する回答を調査し、経年的な変化を把握します。また、市民の実感把握は、景観に関する様々な催し等の機会を通じて、市民目線から景観形成の実現度合いの評価や景観スタイリストとしての活動状況等を把握していきます。

#### ○市民意識調査の結果

- ・まちなみを美しいと思う市民の割合
- ・住み続けたいと思う市民の割合
- ・地域活動に参加する市民の割合 等

#### ○景観に関する様々な催し等の機会を通じた市民の実感把握

- ・景観形成の基本目標が実現していると実感できるか
- ・自分の身近なところに好感・共感の持てる景観があるか
- ・各自が「とよなかの景観まちづくり」を実践しているか
- ・「とよなかの景観まちづくり」の実践として今後取り組みたいこと 等

### (3) 評価のしくみ (PDCA)

およそ3年ごとに各種施策の進捗状況を評価し、10年後に設定している達成目標までの工程や施策効果等を勘案し、必要に応じて施策の見直しを行います。評価は都市景観・屋外広告物審議会において客観的・専門的観点から行うものとします。

また、10年後の目標時点では達成度合いの評価を行い、必要に応じて推進編の見直しを行うものとします。

